

No	候補者氏名 選挙区	1. 参議院のあり方		2. 憲法改正問題			3. 年金問題		4. 社会への男女共同参画		5. 政治と金		
		(1)存在意義 理由	(2)強行採決評価 理由	(1)改正の賛否 理由	(2)9条改正賛否		(3)その他憲法改正に 問題についての考え	(1)3法案可決の評価 理由	(2)解決のための施策	(1)参画基本法の評価 理由	(2)現状への考え	(1)政治献金のあり方 理由	(2)政党助成金のあり方 理由
					1項	2項							
<p><b>社会民主党</b> 社会民主党回答者16名</p>													
1	戸田 二郎 比例	a, 存在否定できない bにかならないように参議院の独自性が発揮できる法整備が必要。	b, 問題だ	b, 反対 平和は最大の福祉、現憲法を活かす機会がないところに問題あり。		b, 反対 日本が再び戦争に巻き込まれることがある。		b, 評価しない 国民の年金受給権を徹底的に追求。	自分が確認できる「マイ年金通帳」の作成、基礎年金8万円や「所得比例年金」の確保。	c, この法律では不十分 関連する法整備が急務。	現状はそうになっていない。	a, 個人献金のみ 政治との(企業の)なれあ	a, 助成金を増やす 収支の明確化を義務づける。
2	又市 征治 比例	a, 存在否定できない 異なる視点からの慎重審議、一院の暴走・瑕疵の防止、決算審査の充実	b, 問題だ	b, 反対 戦争放棄・戦力不保持がますます重要。新しい諸権利は分野別基本法で対応		b, 反対 上述、日米軍事同盟・一体化は不可	国民投票法は最低得票率・運動の自由など改正が必要	b, 評価しない 機構法は政府責任をあいまいにする。直営で年金制度を守るべき。国保証の利限に反対		c, この法律では不十分 社民党は制定に尽力してきた。差別禁止の強化、企業責任の明記が必要	経済先進国にもかかわらず女性の地位は国連の指数で42位など低い。収入の男女格差、政治参加の少ないこと	a, 個人献金のみ 企業と政治家の不透明な関係、政官業の癒着を断つことが必要	b, 現状のまま 「得票数割」を重くする、スウェーデンやイギリスのように野党に手厚くする
3	山口 たか 比例	a, 存在否定できない 衆議院が小選挙区制となり、議席と得票率が結びつかなくなった以上、参議院でじっくり議論することが立法府の権威回復に結びつく	b, 問題だ 意見がはっきり分かれる重要法案については慎重な議論をつみ重ねて合意することが大事です	b, 反対 憲法改正を求める声が国民の中から出ていないから		b, 反対 交戦権を否定する9条は私たちの実現すべき理念だから	自民党の「憲法改正」は正確には新憲法制定でありクーデターに近いものだと思う	b, 評価しない 社保庁の解体・第三者機関化は詰まるどころ、責任の所在真相を明らかにする必要がある。責任の所在真相を明らかにする必要がある。責任の所在真相を明らかにする必要がある。	財源の見直しを行い(道路特定財源の一般財源化など)国民年金の加入・未加入にかかわらず、最低年金制度を確立する	c, この法律では不十分 男女共同参画ではなく女性の権利を拡げることが重視すべきだから	まだまだ不十分。とくに議員や公務員などについてはクォータ制の導入を検討すべき	a, 個人献金のみ 政治資金は市民一人ひとりの自覚によって賄われるべきで、企業や団体という組織に左右されてはいけないから	c, なくすべき 小さな政党(議員をもたない)の活動を実質的に制限してしまうから
4	青木 かずみ 千葉	a, 存在否定できない 民意の反映と異なる必要があつて当然。参院の役割、機能強化をはかるべき	b, 問題だ 委員会の中間報告・本会議議決や審議打ち切り、強行採決など多数のゴリ押し。内閣の意のままの運営は国権の最高機関として自己否定である	b, 反対 平和・人権・民主主義を基本とした憲法の理念を実現することが政治の使命である		b, 反対 改正のねらいが人権の否定、戦争のできる国づくりを目指すものであるから		b, 評価しない 原因と解決策が不明確。社保庁、厚労省、政府の責任など問題の本質を覆い隠すものである	紙データ・マイクロフィルムとオンラインデータを突き合わせ、正確な加入記録を作成し、原因と責任を明確にした上で、年金制度の抜本的改革を行う	c, この法律では不十分 女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に基づいて、各法律や社会制度・慣行の見直し、意識改革に取り組む必要がある	女性の地位向上、均等待遇の実現をさらに推し進めなければならない現状にある	a, 個人献金のみ 後を断たない政治腐敗の温床になっているから	d, その他 企業・団体献金を禁止して助成金制度を導入するとの制度の趣旨に沿って再検討すべきである。
5	浅野 隆雄 北海道	a, 存在否定できない 衆参両院があり初めて議会制民主主義が実現できる	b, 問題だ 重要法案だというわりには審議時間が不足している、国民に説明責任が果たされていない	b, 反対 憲法は国の根幹であるので争点にすべき。憲法改正には反対		b, 反対 政府の行為による戦争の惨禍を深く反省した不戦の誓いであり9条の理念に沿って非軍事の世界をめざす		b, 評価しない 問題の責任も明確にせず社保庁解体ですまそうとしている。早急に正確な加入記録を作成しなければならぬ	年金管理運営調査特別委員会を国会に設置、年金記録の確認の立証責任を国に転換	c, この法律では不十分 性差別撤廃の視点が貫かれていない。法律名を「男女平等基本法」改め、女性差別撤廃条約・北京行動要綱・ILO156条約の基本原則を反映した法改正が必要	非常に危機的状況、女性の権利、人格を侵害する発言が繰り返されている。教育では男女混合名簿の廃止、教科書から従軍慰安婦記述の削除があり、ジェンダー平等政策が急務	a, 個人献金のみ 政治と金が政治不信を招く原因となっている	a, 助成金を増やす 企業・団体献金を禁止する
6	伊澤 昌弘 岩手	a, 存在否定できない	b, 問題だ 参議院不要論に拍車がかかる、自殺行為だ。	b, 反対 第9条を変えることなど、各条項においても問題であるが、憲法の性格を国民をしばるものに変えようとしている点にこそ注目すべき。		b, 反対 安倍首相の言う「戦後レジームからの脱却」を具現する代表的なもので、戦前復帰を意味する。	憲法は、国民が国及び国の指導者をしるべしである。この点が、まったく逆に、憲法で国民を縛ろうとしている。	b, 評価しない 5年の時効を取り扱ったことは当然の措置で、社保庁解体は、国による皆年金制度の放棄だ。	ただちに、個人に年金情報を通知せよ。併せて、名寄せなど、記録確認をせよ。	c, この法律では不十分 最近、こうした考えを否定する家父長制度復活論がでており、心配している。	まだまだ不十分だ。個人の尊厳から国家第一主義の流れが強まってきた。	a, 個人献金のみ 企業・団体献金には、必ず見返りがつき、腐敗の温床となる。	a, 助成金を増やす 助成金を多少増やして、企業・団体献金を禁止する。
7	小川 右善 福島	a, 存在否定できない 良識の府としての役割を充分果たし、二院制を拡充すべきである。	b, 問題だ 参議院の存在と国民に対する説明責任を果たしていない自公政権の国会運営は民主主義の否定につながりかねない。	b, 反対 憲法は「不戦の誓い」であり、戦争を出来る国に安倍内閣の狙いが明確。		b, 反対 世界に誇れる「不戦の誓い」としての平和憲法であり、国際社会の流れである。	憲法をくらしに活かすことであり国民の権利を守りかえる内容である。	b, 評価しない 社保庁解体は責任と原因隠し、問題をすりかえる内容である。	全額税方式の暮らし年金(月8万円)と所得比例の年金を加算した安心の年金制度の確立。	c, この法律では不十分 基本的に法律の内容は十分と考えているが、幾つかの点について加えることも必要。	男女共同社会参画を拒否する動きが激化している。基本法の実現を強くすすめたい。	a, 個人献金のみ 利益導入に結びつく献金は廃止を強く実施すべき。	b, 現状のまま
8	かないわ 秀郎 福岡	a, 存在否定できない 二院制の意義は大きい。世論に直されすぎず、慎重審議が期待できる。ただタレントによる票集めは自らの存在意義の否定につながる。	b, 問題だ 自らの存在意義の否定。	b, 反対 国民の切望する政策提起でない。とめどない軍事作戦にまきこまれるおそれ。		b, 反対 2(1)と同じ	国民投票法のCM無制限など問題が大きすぎる。	b, 評価しない 小手先の対応にすぎない。	全額税方式。1階は年金一元化。月額8万円を保障。	c, この法律では不十分 まだ改正すべき点が多い。一里塚としては評価できる。	男女共同参画が不十分でありながら、近年のジェンダーフリーバッシングが目に見える。	a, 個人献金のみ 政党助成金をもらいながら、政治献金の温床は、いつまでも政治とカネの問題の根絶にならない。	b, 現状のまま 民主主義のコストとして必要だがTVのCMのたれ流しでは国民の支持も得られない。有効な使い方をすべき。政党助成金(税金)をもらっている政党が年間何十億円もTV-CMを流すのは問題。
9	岸田 清実 宮城	a, 存在否定できない 衆議院における巨大与党の暴走をチェックし、良識の府としての国民の意見を反映できる。	b, 問題だ 国民の代表機関としての国会の機能を果たせず、議会制民主主義の崩壊をもたらす。	b, 反対 安倍首相の狙いは9条の改定にあり、自衛隊を軍隊と規定し、米国とともに「戦争をする国」につくりかえようとしているから。		b, 反対 9条が歯止めとなり、日本は戦後、戦争や海外での武力行使をすることなく、今日の平和的発展を実現することができた。	環境権やプライバシー権等は現行憲法でも充分保障できるので、憲法改定の必要は無し。	b, 評価しない 選挙目当ての泥縄的対策であり、国民の年金受給権の保障や年金不信を解決するものではない。社保庁解体は社保庁の責任逃れを許し、新たな保険料流用を生む。	まずは「宙に浮いた」り、「消えた」年金記録を早急に整備する。また、いつでも簡単に自分の加入記録を確認できる「マイ年金手帳」を作る。基礎年金部分は全額税方式に切り替える。	c, この法律では不十分 男女共同参画基本法に基づいて、各法律や社会制度、慣行の見直し、意識改革に取り組み、実効性を確保することが必要である。	仕事の間では、パート・派遣・契約労働など多くの女性が劣悪な条件下にあり均等待遇にはほど遠く、家庭にあっては男女共同の実効性はあがっていない。	a, 個人献金のみ 巨額の金カネが政官界にばらまかれ、ひも付献金・迂回献金が横行し、政党支部を活用した実質的な政治家個人への献金が抜け道として行われているから。	b, 現状のまま 議会制民主主義を担う政党が、利権を媒介にしたアンフェアな資金に依存しないようにする意味はあるが、さらに国民の信頼に応えられるような見直しが必要。
10	杉浦 ひとみ 東京	a, 存在否定できない 異なる視点からの慎重審議、一院の暴走の歯止め、決算審査の充実	b, 問題だ	b, 反対 戦争放棄・戦力不保持がますます重要。新しい諸権利は分野別基本法で対応。		b, 反対 上述、日米軍事同盟一本化は不可。	国民投票法は最低得票率・運動の自由など改正が必要。	b, 評価しない 機構法は政府責任をあいまいにする。直営で年金制度を守るべき。	全額税方式。基礎的暮らし年金を創設し、所得比例年金と組み合わせる	c, この法律では不十分 社民党は制定に尽力してきた。差別禁止の強化、企業責任の明記が必要。	経済先進国にもかかわらず女性の地位は国連の指数で42位など低い。収入の男女格差、政治参加の少ないこと。	a, 個人献金のみ 企業と政治家の不透明な関係。政官業の癒着を断つことが必要。	b, 現状のまま 但し、「得票数割」を重くする。スウェーデンやイギリスの野党のように手厚くする
11	中川 博司 長野	a, 存在否定できない 衆議院のチェック機能、政策論争の府として必要。	b, 問題だ 数だけが政治の力とは思わない。	b, 反対 憲法の3原則(平和主義・国民主権・基本的人権)は時代が変わっても不変の理念。		b, 反対 武力なき世界をめざす理想であり、自衛隊の武力行使を規制する現実的効用もある。	生存権や勤労権、教育権を生活の場でもと具体化するべき。	b, 評価しない 政府の責任や原因究明をタナ上げにして、国民に立証責任を押しつける対応だ。	国が保険料納付の立証責任を負い、年金制度もこの際、抜本改革すべき。	c, この法律では不十分 実効性が薄く、もっと積極的なのは正を法に盛り込むべき。	まだまだあらゆる分野に男女差別の構造と意識が残っている。	a, 個人献金のみ 政財のゆ着構造を断ち切るため。	b, 現状のまま 政治とカネの問題、政治資金規正法などの抜本改革により、本来の意味の政党助成へと改革すべき。

No	候補者氏名 選挙区	1. 参議院のあり方		2. 憲法改正問題			3. 年金問題		4. 社会への男女共同参画		5. 政治と金			
		(1)存在意義 理由	(2)強行採決評価 理由	(1)改正の賛否 理由	(2)9条改正賛否		(3)その他憲法改正に 問題についての考え	(1)3法案可決の評価 理由	(2)解決のための施策	(1)参画基本法の評価 理由	(2)現状への考え	(1)政治献金のあり方 理由	(2)政党助成金のあり方 理由	
					1項	2項								追
12	平山 良平 愛知	a, 存在否定できない 数の論理が横行するからこそ、良識の府が必要	b, 問題だ 数の論理の横行だ。	b, 反対 60年この憲法のもとで平和国家をつくりあげてきた実績がある。(自衛隊はあるが)			b, 反対 国の交戦権は、これを認めない……。この13文字が日本の平和をつくってきたし、一人の自衛官も戦死していない。	現時点で改正する必要はない。	b, 評価しない 解体・民営化は政府の責任放棄。	年金の収入がすくなくすぎるのであり、税金による年金給付アップが必要。	c, この法律では不十分 現実に共同参画社会にまだなっていない。	同上	a, 個人献金のみ ただし、個人でも軍需産業関係者はのぞく	b, 現状のまま 消極的であるが当面現状維持ということ。
13	まつざわ 悦子 埼玉	a, 存在否定できない 与党の横暴によって参議院がその機能を十分に果たしていないのは事実であるが、参議院でも審議されることは、衆議院と党の暴走に歯止めをかけるために多少は役立っている。	b, 問題だ 扇議長が苦言を呈したとおりである。また官邸の立法院への介入も目にあまるものがあった。	b, 反対 憲法の理念と現実と乖離があるが、求められているのは憲法の理念を暮しに活かすことである。			b, 反対 第9条はだいたい空洞化されてきたが、それでも自衛隊の海外での戦闘行為を抑止してきた。9条の改悪は、自衛隊の戦闘行為を野放しにすることだ。	環境権等、新しい権利を憲法に盛り込むべきという考えもあるようだが、それは具体的な立法行為によって十分に保障できる。	b, 評価しない 社保庁の解体は、長年にわたって山積されてきた諸問題の解明を困難にする。また社保庁の解体は、年金問題の解決につながらない。逆に年金問題の矛盾を隠蔽することになる。	早急にすべての年金加入者に、保険料の支払い実績を通知する。本人の認識と齟齬がある場合は、本人の申告に基づいて社保庁が調査を行なう。保険料支払の有無に関する举证責任は、国が負う。現役を退いた後の最低限の生活は、国が保障すべき。月額8万円の「基礎的暮らし年金」を全額税方式で創設する。	c, この法律では不十分 基本法の実効性を高める必要がある。そのためには各法律や社会制度・慣行の見直し、意識改革に取り組む。さらに各自治体における男女平等参画条例の制定を促進しなければならない。	ジェンダー、男女共同参画、性教育などについて、マスコミと結びついた一部の勢力が執拗な攻撃を繰り返し、国、自治体、男女共同参画を推進する部署や学校現場に混乱を招いている。この勢力は、憲法や教育基本法を改悪し、一人ひとりの人権よりも強い国家を優先させようとする勢力と重なっている。戦争ができる国へ、愛国心の育成、家父長制度をえる家族の絆……。私たちはこうした勢力に毅然と立ち向かわなければならない。	a, 個人献金のみ 企業・団体の献金は、政策をカネで買うことにつながる。現に財界はそういう方向で活動している。	d, その他 政党助成金は、議会制民主主義を担う政党が利権を媒介にしたアンフェアな資金に依存することがないよう、活動資金の一部を民主政治のコストとして国民に負担をお願いするものであり、公平・公正の観点から国民の信頼に応えられるよう適切な見直しを行うべき。
14	山本 あきこ 新潟	a, 存在否定できない 最近の衆院は、派手な劇場型政治を呈しており、6年の任期で、中長期的な議論ができる参議院の意義は大きい。	b, 問題だ 民主主義を踏みこじっているから。	b, 反対 新しい権利も提案されているが、現憲法下の法改正で対応可能だから。			b, 反対 海外での日米共同軍事行動に道をひらくものだから。	b, 評価しない 信頼回復するまでは社保庁の解体は凍結すべきだから。	b, 評価しない 抜本的に、いまの働き方に合わせた税方式による基礎年金に一元化する。	c, この法律では不十分 性的マイノリティー問題に十分な配慮が欠けているから。	主旨にそった共同参画がすすんでいるとは思えない。不十分。	a, 個人献金のみ 政官業の癒着や金権依存体質を象徴するものであり、根本的な解決策であるから。	a, 助成金を増やす 利権を媒介としたアンフェアな資金による政治から脱却するために必要であるが、現状は公平な観点が欠如しているから。	
15	渡辺 英彦 青森	a, 存在否定できない 議会制民主主義において立法府である国会の二院制は当然であり、参議院の存在意義は大きい。	b, 問題だ 重要法案こそ十分に時間をかけて審議し、国民の声を聞くための参院選後に再度、継続審議すべきであった。	b, 反対 私は日本国憲法を守るために立候補した。			b, 反対 「武力の不保持」と「戦争の放棄」をうたった憲法は世界の誇りである。	絶対に憲法を改正すべきではない。	b, 評価しない 政府・社保庁の責任のがれの法律で、この問題の解決にはならない。	c, この法律では不十分 女性差別撤廃条約の批准や社会制度・慣行の見直しが十分に進んでいない。	女性差別撤廃条約の選択議定書を早期批准し、あらゆる意思決定過程への女性参画50%を達成をめざすべきである。	a, 個人献金のみ 改正政治資金規正法は余りに抜け道だらけのザル法であるため。	c, なくすべき 現行の政党助成金制度は公平・公正な観点から国民の信頼に応えられるものになってはいない。	
16	和田 しげる 神奈川	a, 存在否定できない 解散のない院として長期的課題に取り組むのに適している	b, 問題だ	b, 反対 平和憲法をもとにした民主中心の国として発展させる以外に国民生活が安定する日本の将来像は考えられないから			b, 反対 国際的にも戦争や武力行使の使用禁止は確立しており、9条もその流れの中にあるから	現状で特に変える必要を認めない	b, 評価しない 抜本的改革になっていないから	c, この法律では不十分 「お上の年金」から「国民の年金」となるよう年金事業の哲学から変えていく	「お上の年金」から「国民の年金」となるよう年金事業の哲学から変えていく	欧米どころか発展途上国とくらべても大きく立ち遅れている	b, 非営利団体と個人のみ	b, 現状のまま